

平成 26 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 日本ハム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 竹 添 昇  
(コード番号 2282 東証第一部)  
問合せ先 広報 I R 部長 中 島 茂  
T E L 06-7525-3031

**第三者割当による 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の  
発行に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 3 月 7 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第三者割当による 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)(額面金額総額 300 億円)の発行を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 26 年 3 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	1,500 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債：額面 20,000,000 円につき 20,100,000 円 本新株予約権：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	転換価額が未定のため、算出しておりません。決定次第お知らせ致します。
(5) 資金調達額	30,150,000,000 円
(6) 転換価額	転換価額は、当初、当社の代表取締役社長竹添昇が、本取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で締結される買取契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合又は当日の終値が決定していない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の 110%以上で、市場動向等を勘案して決定致します。
(7) 割当予定先	第三者割当により全額を SMBC Nikko Capital Markets Limited に割り当てます。
(8) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：平成 30 年 9 月 26 日

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(9) 償 還 価 額	額面 20,000,000 円につき 20,000,000 円
(10) そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）が付されております。</li> <li>● 割当予定先は、第三者割当により取得した本新株予約権付社債を、ケイマン諸島法に基づき設立された特別目的会社である Wessex Limited に譲渡するとともに、Wessex Limited が発行するカバードワラント（あらかじめ定めた算式に基づく行使価格で本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示する有価証券）（以下「ワラント」といいます。）を引き受けて、海外機関投資家に販売する予定である旨を割当予定先から聞いております。（後記 6 .(3) 参照）</li> </ul>

## 2. 本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的、背景

当社グループは、平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 3 年間を実行期間とする「新中期経営計画パート」（以下「新中計パート」といいます。）を策定しており、「品質 No. 1 経営のブラッシュアップ」「経営資源の重点配分」及び「グループブランド価値の向上」という 3 つの経営方針を掲げ、当社グループの強みである「インテグレーションシステム」「商品開発力」「技術力」及び「営業力」を成長ドライバーに、「国内事業の収益拡大と海外事業の基盤強化」を図っています。また、平成 25 年 11 月 8 日に「日本ハムグループのグループブランド変更に関するお知らせ」において、「新たなステージに向かってグループ一枚岩で挑戦する」、「お客様視点に立ち、人にやさしく、あたたかく、親しみやすい会社に進化する」、「国内と同様に、お客様に信頼され選ばれるグローバル企業になる」という決意を込めて、日本ハムグループのグループブランド変更も公表致しました。

新中計パート においては、「成長・効率化戦略への積極的な投資による収益の拡大」「株主重視の経営」「資本戦略の推進」及び「グループブランド価値の向上」を 4 つの変革のポイントとしております。その中でも「資本戦略の推進」については、新たな経営目標として ROE を設定することで、ROE 経営を明確に打ち出し、資本効率向上のための諸施策を推進し、株主価値向上にも努めております。具体的には、当社グループは新中計パート の最終年度において ROE7.0%（連結）の達成を目指しており、ROE を高めるために、売上拡大と収益性向上のための成長戦略並びに資本効率の向上及び最適化のための資本・財務戦略を推進しております。また、連結配当性向 30%の配当方針を明確にすると同時に、機動的な自己株式の取得も実施し、総還元性向を高めていきたいと考えております。このように、当社グループは、キャッシュ・フロー創出力の拡大と ROE を高めることが、「株主重視の経営」として、企業価値の向上につながるものと考えております。

以上の経営方針や業績等が評価されたことなどにより当社株価が上昇したことで、前中期経営計画期間中（平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月の 3 年間）の平成 22 年 3 月に当社が発行した第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第 5 回新株予約権付社債」といいます。）額面金額総額 300 億円については、当社普通株式への転換の行使請求期限である平成 26 年 2 月 27 日までにほぼ全額転換の請求がなされ、当社株主資本が増加しております。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

一方で、当社株主資本の増加は、当社グループの新中計パート の最終年度の目標数値である ROE7.0%（連結）に、少なからず影響を及ぼす見込みとなっています。当社グループとしましては、売上拡大と収益性向上のための成長戦略をさらに加速させることで ROE7.0%（連結）の達成を目指しておりますが、これに加えて、資本効率向上のための資本・財務戦略も推進することにより、ROE7.0%（連結）達成を目指していきたいと考えております。

具体的には、ROE の前提となる当社株主資本は、各年度における期首と期末の平均値であることから、新中計パート の最終年度である平成 27 年 3 月期の期首時点において、資本・財務戦略の一環として行う自己株式取得をできる限り進めておくことが有効と認識しており、そのための施策として平成 26 年 3 月期中に機動的に自己株式取得を実施し、ROE7.0%（連結）達成を目指していきたいと考えております。そこで、かかる自己株式取得を実施するための機動的且つ効果的な資金調達手段として、今般、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。本新株予約権付社債は、利払いの必要がないゼロクーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った資金調達を行うことが可能になり、また、時価を上回る適正な水準に転換価額を設定し、かつ、転換制限条項及び取得条項（額面現金決済型）を付することで希薄化を最小限に抑えることを企図しており、既存株主の皆様の利益保護に配慮した設計としております。

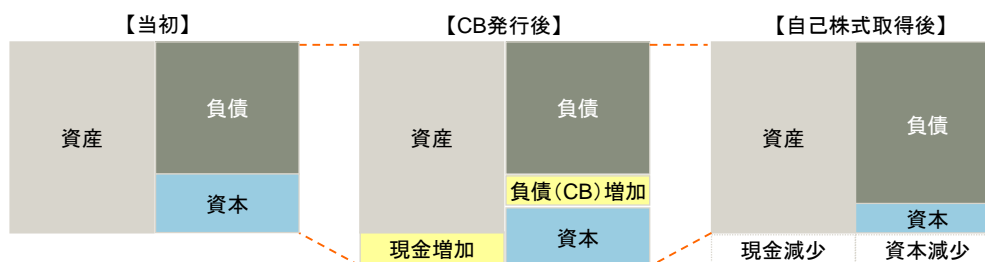
当社は今後も ROE を継続的に高めていくことを重視し、そのための施策として利益の最大化と利益率の向上を最重要視しております。次期中期経営計画においても、現在の新中計パート 以上に売上拡大と収益性向上のための成長戦略を力強く推進してまいります。そして、この成長戦略の推進に加えて、資本効率向上のための資本・財務戦略を機動的に推進していくことが、ROE の向上につながり、ひいては株主価値の最大化に資すると考えております。

なお、上記の自己株式取得を実行するため、本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得する株式の総数の上限を 21,000,000 株、取得価額の総数の上限を 30,000 百万円とする自己株式取得枠の設定を決議し、さらに取得する株式の総数及び取得価額の総数を上記取得枠の上限とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による自己株式取得を平成 26 年 3 月 10 日に行うことを決定いたしました。また、当該事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による取得株式数及び取得価額の総数が自己株式取得枠における取得する株式の総数の上限及び取得価額の総数の上限のいずれかに達する場合を除き、同日以降平成 26 年 3 月 31 日までの期間内において、事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による買付け若しくは立会市場における買付けのいずれか又はその双方を実施することにより、自己株式の取得を継続していく予定です。なお、本新株予約権付社債の発行に伴い、割当予定先は海外機関投資家にワラントを販売する予定である旨を割当予定先より聞いており、海外機関投資家に対するワラントの販売が行われ、当該海外機関投資家が当社株式のヘッジ売りを実施する場合には、当社が行う自己株式取得に対して応募することが期待できると考えています。また、上記により取得する予定の自己株式については、将来の経営環境の変化に対応するべく、機動的な資本政策の遂行に活用していく所存です。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

上記の本新株予約権付社債の発行と自己株式取得の実施を通じた資本効率の向上については、下記のイメージ図をご参照ください。

本スキームのイメージ図  
(新株予約権付社債(CB)発行と自己株式取得)



- ① 負債の増加(負債性の低利資金調達:ゼロクーポンのCB発行)
- ② 資本の減少(自己株式取得による資本の減少)
- ③ 以上の実施により見込まれる効果
  - 負債(CB)増加、資本減少による資本コストの低減
  - 資本減少による自己資本当期純利益率(ROE)の上昇
  - 一株当たり当期純利益(EPS)の増加

## (2) 本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴

本新株予約権付社債の発行に際しては、資金調達の機動性や既存株主への配慮、資本効率の向上といった観点から、複数の金融機関からの提案を吟味した上で、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねて参りました。また、検討を重ねるに際して、第5回新株予約権付社債の当社普通株式への転換状況を慎重に見極めて参りましたところ、平成26年1月末までの当該転換状況は約57億円でありましたが、平成26年2月に入ってから急速に第5回新株予約権付社債の転換が進んだことから、転換による当社株主資本の増加と有利子負債の減少及びこれが経営目標であるROE7.0%(連結)に及ぼす影響を抑制するため、短期間において効率的にリキャピタライゼーション(負債資本再構成)を行うことが必要になりました。その結果、本新株予約権付社債の第三者割当を通じた発行が、以下の理由から本資金調達の目的に合致し、現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

以下の理由から、調達手段として本新株予約権付社債を採用いたしました。

- (ア) 本新株予約権付社債については、利払いの必要がないゼロクーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った資金調達を行うことが可能であること。
- (イ) 本新株予約権付社債に時価を上回る適正な水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- (ウ) 本新株予約権付社債は、転換制限条項を付することで普通株式への転換可能性を抑制し、また取得条項(額面現金決済型)を付することで希薄化を最小限に抑えることを企図しており、既存株主の皆様の利益保護に配慮した負債性の高い設計であること。
- (エ) 本新株予約権付社債の発行に伴い、割当予定先が海外機関投資家にワラントを販売する予定である旨を割当予定先より聞いており、海外機関投資家に対するワラントの販売が行われ、当該海外機関投資家が当社株式のヘッジ売りを実施する場合には、当社が行う自己株式取得に対して応募することが期待できること。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

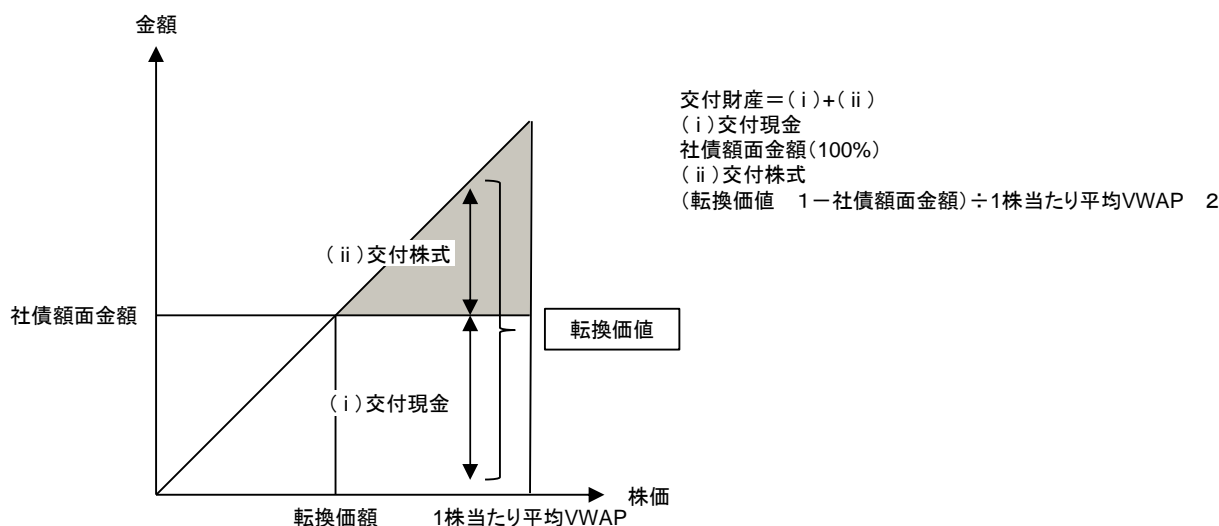
【転換制限条項について】

株価が一定水準を一定期間上回らない限り、投資家による新株予約権の行使が原則としてできないこととする条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の 120% を超えた場合に限り、本新株予約権付社債権者は翌四半期において新株予約権を行使することができます。ただし、2018 年 6 月 26 日以降は、かかる転換制限は適用されず、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

【取得条項(額面現金決済型)について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社が下記( )及び( )の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利を当社が有する設計となっています。当社が今回採用した取得条項(額面現金決済型)では、当社は、2018 年 6 月 25 日以降、自己の裁量により、一定期間の事前通知を行った上で、本新株予約権付社債の対価として、(i) 社債額面金額の 100%に相当する金額及び(ii) 転換価値( 1 )から当該社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限りです。)を 1 株当たり平均 VWAP ( 2 )で除して得られる数の当社普通株式( 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。)を交付財産として交付することにより、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができることとされています。

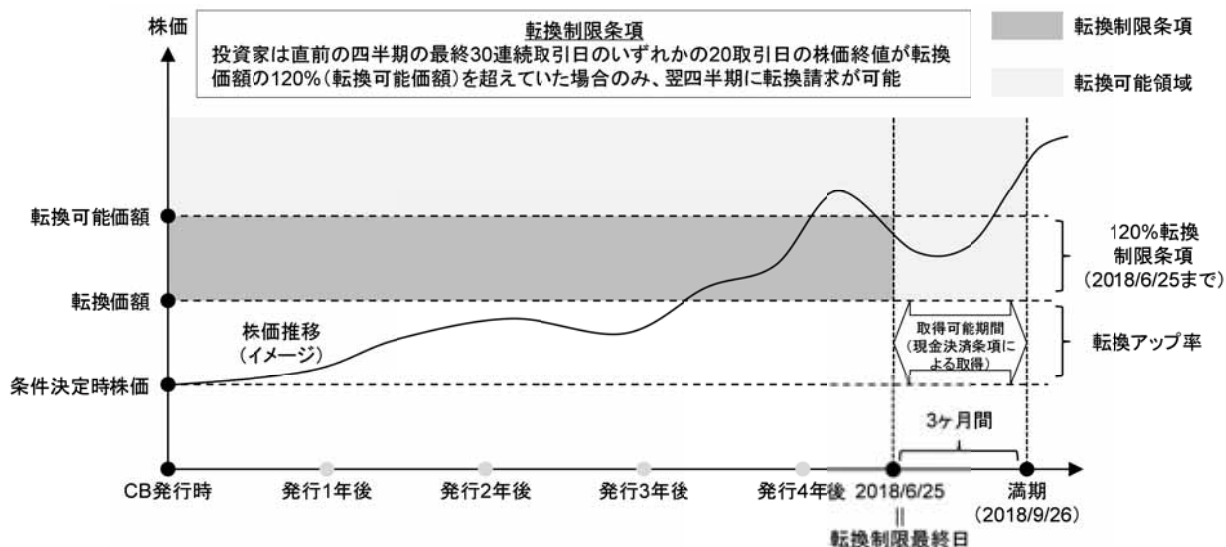
(ご参考) 取得条項(額面現金決済型)のイメージ



- ・ 転換価値 ( 1 ): ( 社債額面金額 ÷ 最終日転換価額 ) × 1 株当たり平均 VWAP
- ・ 最終日転換価額 : 1 株当たり平均 VWAP の計算期間の最終日の転換価額
- ・ 1 株当たり平均 VWAP ( 2 ): 当社が取得通知をした日の翌日から 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

下図は、本新株予約権付社債について、転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）の両方を考慮した上で、転換可能な時期と株価の関係を示す概念図です。



株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

その上で、新株予約権付社債の他の発行形態との比較において以下のメリットがあると判断し、発行形態として第三者割当を採用いたしました。

- (ア) 国内市場での新株予約権付社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに相当程度の株価インパクトが想定されること。
- (イ) ユーロ市場での新株予約権付社債の一般募集による発行は、監査済英文財務諸表を含む英文目論見書の作成が必要となり、第三者割当による場合に比べて準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうこと。
- (ウ) 第三者割当を通じた新株予約権付社債の発行については、その後の割当予定先による本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示するワラントの海外機関投資家への販売と併せて、現在の市場環境下では十分な需要が見込め、また、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いこと。さらには、ワラントを海外投資家に分売することが予定されており、実質的な投資家が分散されることから、株主構成及び会社経営に大きな影響を及ぼすことは想定されず、かつ、本新株予約権付社債の転換時期の分散も期待できることから、転換が発生する場合であっても当社株式の需給関係への影響が軽減されることが期待できること。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	30,150,000,000円
発行諸費用の概算額	30,000,000円

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

差引手取概算額	30,120,000,000円
---------	-----------------

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記費用、財務代理人費用、第三者評価機関による価値算定費用、印刷会社費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
差引手取概算額 30,120,000,000 円の内、30,000,000,000 円を上限として自己株式取得資金として調達するつなぎ融資の返済及び自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当し、その残額は運転資金に充当する予定です。	30,120 百万円	平成 26 年 3 月～平成 26 年 4 月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。  
2. 自己株式取得に関しましては、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を 30,000 百万円、取得期間を平成 26 年 3 月 10 日から平成 26 年 3 月 31 日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

上記 2.(1)「資金調達の主な目的、背景」に記載のとおり、当社グループは ROE 経営を明確に打ち出し、資本効率向上のための諸施策を推進し、株主価値向上に努めております。当社グループの新中計パートの最終年度における目標である ROE7.0% (連結) 達成を目指していくために、本新株予約権付社債の発行と併せて自己株式取得を実施することが、資本コストの低減と資本効率の向上につながり、ひいては株主価値の最大化に資すると考えております。

したがって、上記のとおり、本新株予約権付社債の発行は、経営上十分な合理性を有する資金調達であるとと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。第三者評価機関は一定の前提(転換価額(アップ率)、本新株予約権付社債に付された転換制限条項及び取得条項(額面現金決済型)、当社株式の株価変動性(ボラティリティ)及び本社債の価値を算定する上で使用した割引率等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております(なお、上記 1.(6)「転換価額」に記載のとおり、転換価額に関しましては、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%以上で決定いたしますが、上記の本新株予約権付社債の発行価額の算定においては、実際のユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債に係るワラントの需要見込みやその他の市場動向等を勘案した転換価額の見込額を

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

前提としております。) 本新株予約権付社債の発行条件及び払込金額は、第三者評価機関による評価報告書における算定結果を考慮し、また当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上決定しており、当社としては、公正な水準であると判断しております。

また、当社監査役は、当社担当者より発行要項の内容及び上記2.(2)「本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴」記載の事由の説明を受けるとともに、金融工学や市場動向等に精通した外部専門家たる第三者評価機関より取得している評価報告書を確認した上で、本新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益が本新株予約権付社債の公正価値と概ね見合っているとの説明及びその算定手続について特に不合理な点がないことから、発行条件は割当予定先に特に有利ではない旨の意見を全員一致で表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成26年3月6日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を当初転換価額として計算した場合、平成26年3月6日現在の当社の普通株式の発行済株式総数228,445,350株の7.20%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株あたりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、その希薄化の規模に鑑みると、既存株主の皆様への影響は限定的であり、また、本新株予約権付社債は、転換制限条項を付することで普通株式への転換可能性を抑制し、また取得条項(額面現金決済型)を付することで希薄化を最小限に抑えることを企図しており、既存株主の皆様には配慮した負債性の高い設計であることから、上記2.(1)「資金調達の主な目的、背景」に記載の当社グループの株主価値向上の目的に照らして、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	SMBC Nikko Capital Markets Limited
(2) 所 在 地	One New Change, London EC4M 9AF
(3) 代表者の役職・氏名	Antony Yates, President and Director
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	404百万米ドル(普通株式)(2012年12月末) 250百万米ドル(優先株式)(2012年12月末)
(6) 設 立 年 月 日	1989年8月30日
(7) 発 行 済 株 式 数	404百万株(普通株式)(2012年12月末) 250百万株(優先株式)(2012年12月末)
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 従 業 員 数	121名(2012年12月末)
(10) 主 要 取 引 先	
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社 三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社 三井住友銀行 - 普通株式 100%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。



資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2010年12月期	2011年12月期	2012年12月期
純 資 産	695,200,388	698,247,838	643,215,020
総 資 産	3,197,604,834	4,744,521,898	4,139,740,700
1株当たり純資産	1.72	1.73	1.59
営 業 収 益	(26,342,502)	53,746,034	72,424,628
営 業 利 益	(47,627,546)	2,979,978	(13,713,901)
税 金 調 整 前 利 益	(47,094,064)	3,449,638	(13,396,619)
当 期 純 利 益	(42,717,175)	3,201,329	(54,844,257)
1株当たり当期純利益	(0.106)	0.008	(0.136)
1株当たり配当金	普通株式 - 優先株式 -	普通株式 - 優先株式 -	普通株式 - 優先株式 -

(単位：米ドル)

- (注) 1. 割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。
2. 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は普通株式ベースの数値を記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記、2.(1)「資金調達の主なる目的、背景」に記載したとおり、ROE7.0%(連結)達成を目指していくための資本・財務戦略について、複数の国内外の金融機関から様々な提案を受け、比較検討を重ねて参りました。

その結果、S M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)からの提案が、資金調達の機動性と効率性が高く、且つ既存株主の利益にも配慮したものであり、当社のニーズに合致していると判断致しました。

また、S M B C日興証券は、平成22年3月発行の当社第5回新株予約権付社債の引受実績を始め、当社と長期間の取引関係があることから、当社の事業内容や資本・財務戦略等について熟知しております。これらの理由に加え、S M B C日興証券の中立性、高い信用力及び新株予約権付社債の引受実績を評価し、本新株予約

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

権付社債の割当予定先として、S M B C日興証券グループの海外拠点である SMBC Nikko Capital Markets Limited が最適であるとの結論に至りました（SMBC Nikko Capital Markets Limited は株式会社三井住友銀行の子会社ですが、S M B C日興証券との業務協働契約に基づき、当社へサービスを提供しております。）

SMBC Nikko Capital Markets Limited は、下記「(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」及び「(6)割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

なお、本新株予約権付社債の発行に関連して、当社は、割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中は、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び交付、株式分割に関わる発行及び交付、ストック・オプションの付与及びその行使等を除く。）を行わない旨を合意しております。

### （3）割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で、本新株予約権付社債について継続保有の取決めはしておりません。

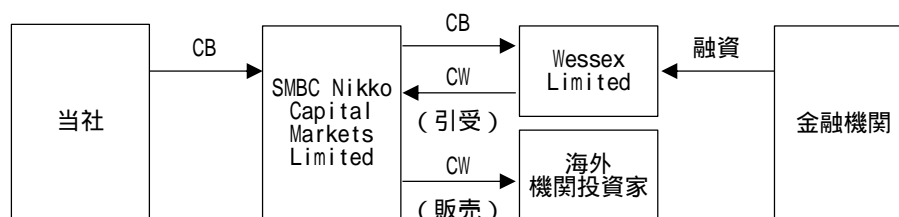
当社は、本新株予約権付社債を、第三者割当により SMBC Nikko Capital Markets Limited へ割り当てますが、SMBC Nikko Capital Markets Limited は、ケイマン諸島法に基づき設立された特別目的会社である Wessex Limited に対し、本新株予約権付社債を譲渡する方針であると聞いております（本新株予約権付社債の譲渡に際し、Wessex Limited が金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受ける予定であると理解しております。）

また、当社は割当予定先より、SMBC Nikko Capital Markets Limited は、Wessex Limited が発行するワラントを引き受けて海外機関投資家に分売する予定である旨、聞いております。海外機関投資家がワラントを行使した場合には、海外機関投資家が Wessex Limited から本新株予約権付社債を取得することになります（その後、本新株予約権付社債に付された本新株予約権が行使された場合には、当該海外機関投資家が当社の普通株式を取得することになります。）

上記に記載される、Wessex Limited による本新株予約権付社債の取得は、金融商品取引法第 167 条第 1 項及び同法施行令第 31 条に規定する「買集め行為」に該当する可能性がありますので、Wessex Limited からの要請に基づき、金融商品取引法第 167 条第 4 項・同法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表しております「Wessex Limited による日本ハム株式会社（証券コード 2282）転換社債型新株予約権付社債の買付けに関するお知らせ」も併せてご覧ください。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債（下記の図では本新株予約権付社債を「CB」、ワラントを「CW」と記載します。）発行当初】



（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権付社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けるとともに、割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額により、払込みに要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社として払込みに支障はないと判断しております。なお、Wessex Limited が金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受けることについての融資の条件は、当社及び割当予定先の間で本新株予約権付社債の買取契約書が有効に締結されることその他の一般的な貸付条件であると確認しています。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited と当社及び当社の役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

（６）割当予定先の実態

割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited は、株式会社三井住友銀行の子会社であり、英国の金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。また、当社は S M B C 日興証券の担当者との面談において説明を受けるとともに、SMBC Nikko Capital Markets Limited のホームページ等により、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。

7．募集前後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.72%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.73%
株式会社百十四銀行	3.63%
明治安田生命保険相互会社	3.22%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3.21%
日本生命保険相互会社	2.74%

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

農林中央金庫	2.59%
日本興亜損害保険株式会社	2.18%
株式会社三井住友銀行	2.04%
ザ バンク オブ ニュ - ヨーク - ジャスディック トリーティー アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.71%

- (注) 1. 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
2. 自己株式 29,453 千株は上記株主から除外しております。

#### 8. 今後の見通し

当社は、本新株予約権付社債の発行による調達資金のほとんどを自己株式取得に関連する資金に充当する予定であり、リキャピタライゼーション（負債資本再構成）を目的に発行するものであることから、本新株予約権付社債の発行が平成 26 年 3 月期通期連結業績に与える影響は軽微です。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績（連結・米国会計基準）

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売上高	989,308 百万円	1,017,784 百万円	1,022,839 百万円
営業利益（注）	33,175 百万円	26,513 百万円	28,021 百万円
税引前当期純利益	29,523 百万円	26,766 百万円	28,031 百万円
株主に帰属する当期純利益	16,731 百万円	11,655 百万円	16,459 百万円
1 株当たり株主に帰属する当期純利益	78.67 円	54.79 円	79.42 円
1 株当たり配当金	16 円	18 円	24 円
1 株当たり株主資本	1,321.37 円	1,363.34 円	1,474.60 円

(注) 営業利益は日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 3 月 7 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	228,445,350 株	100%

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0株	0%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	株	%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	株	%

### (3) 最近の株価の状況

#### 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	1,198 円	1,053 円	1,061 円
高 値	1,267 円	1,180 円	1,599 円
安 値	851 円	918 円	923 円
終 値	1,049 円	1,051 円	1,551 円

#### 最近6か月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	1,395 円	1,409 円	1,485 円	1,640 円	1,771 円	1,745 円
高 値	1,470 円	1,451 円	1,672 円	1,844 円	1,863 円	1,804 円
安 値	1,379 円	1,292 円	1,458 円	1,611 円	1,716 円	1,513 円
終 値	1,405 円	1,434 円	1,654 円	1,806 円	1,765 円	1,632 円

#### 発行決議日前営業日における株価

	平成26年3月6日
始 値	1,659 円
高 値	1,667 円
安 値	1,635 円
終 値	1,659 円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

## 11. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行要項」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

# 日本ハム株式会社

## 2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

### 発行要項

#### 1. 種類

日本ハム株式会社（以下「当社」という。）が Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited（以下「財務代理人」という。） The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A. 及びその他の代理人との間で 2014 年 3 月 26 日（予定）（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する財務代理契約（以下「財務代理契約」という。）に基づき発行する 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

#### 2. 本新株予約権付社債の券面及びその数量

##### （1）券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式とする。

##### （2）数量

本新株予約権付社債券の数量は 1,500 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券（以下「代替新株予約権付社債券」という。）を発行することがある。

#### 3. 本社債の額面金額及び発行総額

##### （1）各本社債の額面金額

20,000,000 円。なお、上記 2（2）記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

##### （2）本社債の発行総額（額面金額総額）

300 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額。

#### 4. 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

#### 5. 各本社債の払込金額

本社債額面金額の 100.5%

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

## 6. 本社債の償還の方法及び期限

### (1) 満期償還

2018年9月26日に本社債額面金額の100%で償還する。

### (2) 繰上償還

#### (イ) 当社の選択による繰上償還

##### クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本 社の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人（以下「本新株予約権付社債所持人」という。）に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記(ロ)(ハ)又は(ニ)に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 社に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

##### 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記22(1)記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務があり、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき下記22(1)記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は下記22(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(ロ)(ハ)又は(ニ)に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 社に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

#### (ロ) 組織再編による繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ(A)その時点において適用ある法令に従い、下記22(3)記載の措置を講ずることができない場合、(B)法律上は下記22

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(3) 記載の措置を講ずることができるものの、当社の最善の努力にもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(C) 当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編の効力発生日の 25 日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、下記 22 (3) 記載の承継会社等 (以下に定義する。) の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は (D) 上記組織再編事由の発生日以前に、当該組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに上記 (A) 乃至 (D) のいずれかの条件が充足された旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して東京における 21 営業日以上前の通知をした上で、当該通知において指定した当該組織再編の効力発生日の東京における直前の営業日に、残存する本社債の全部 (一部は不可) を、本社債額面金額の 100% で繰上償還するものとする。

「組織再編事由」とは、( ) 当社と他の会社の合併 (新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、( ) 資産譲渡 (当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転若しくは承継される場合に限る。以下同じ。)、( ) 会社分割 (新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に承継される場合に限る。)、( ) 株式交換若しくは株式移転 (当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、又は ( ) その他の日本法上の会社再編手続で、その手続により本社債及び / 又は本新株予約権に基づく当社の義務が承継会社等に引き受けられることとなるものについて、当社の株主総会による承認の決議 (当該決議が不要な場合は、取締役会の決議。以下同じ。) がなされた場合を意味するものとする。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び / 又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

#### (ハ) 当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

( ) 金融商品取引法に従って、当社以外の者 (以下「公開買付者」という。) により当社普通株式の公開買付けが行われ、( ) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、( ) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所 (以下に定義する。) における上場が廃止される可能性があることを公表又は容認し (但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社がかかる上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、( ) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合 (以下「上場廃止事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかにその旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して東京における 21 営業日以上前

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。



の通知をした上で、当該上場廃止事由に係る転換価額減額期間終了日（以下に定義する。）の東京における 5 営業日後の日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債額面金額の 100%で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由又はスクイーズアウト事由（下記（二）に定義する。）を生じさせる予定である旨を公表した場合、当社は本（八）記載の償還を行わないものとする。但し、かかる組織再編事由又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに本新株予約権付社債所持人に対して東京における 21 営業日以上前の通知をした上で、当該上場廃止事由に係る転換価額減額期間終了日の東京における 5 営業日後の日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債額面金額の 100%で繰上償還するものとする。

「転換価額減額期間終了日」とは、転換価額減額期間（下記 12（5）に定義する。）の定義に基づき当社が定める転換価額減額期間の最終日をいう。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）をいい、当社普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場又は取引されている日本国内の主たる取引所をいう。

#### （二）スクイーズアウトによる繰上償還

スクイーズアウト事由（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、実務上可能な限り速やかにスクイーズアウト事由が生じた旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して東京における 21 営業日以上前の通知をした上で、当該スクイーズアウト事由に係る転換価額減額期間終了日の東京における 5 営業日後の日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債額面金額の 100%で繰上償還するものとする。

「スクイーズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

#### （三）買入消却

当社及び当社の子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本（3）において同じ。）は、随時本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社の選択により当社が消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 17 に基づき行使できなくなるにより消滅する。

#### （四）債務不履行等による強制償還

本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

で、かつ本新株予約権付社債所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより財務代理人に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の 100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

(5) 償還の場所

償還場所は、下記 8 記載の本社債の財務代理人の日本国外における所定の営業所である。

7. 本社債の利息支払の方法及び期限

該当なし

8. 本社債の財務代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

9. 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

10. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日

2014 年 3 月 26 日

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(1) 種類

当社普通株式 ( 単元株式数 1,000 株 )

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転 ( 以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。 ) する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記 (3) 乃至 (5) に定める転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(3) 当初転換価額

転換価額は、当初、当社の代表取締役社長竹添昇が、当社の取締役会による授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で締結される買取契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 110% 以上で、ユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債に係るオプションの需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

#### (4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）若しくは併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

#### (5) 転換価額の減額調整

転換価額は、組織再編事由が生じた場合であってかつ上記 6(2)(ロ)(A)乃至(D)のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本新株予約権付社債所持人に送付した場合、上記 6(2)(ハ)に基づく上場廃止事由が生じた旨の通知若しくは上記 6(2)(ハ)但書に基づく組織再編事由若しくはスクイズアウト事由が生じなかった旨の通知を当社が本新株予約権付社債所持人に送付した場合又は上記 6(2)(ニ)に基づくスクイズアウト事由が生じた旨の通知を当社が本新株予約権付社債所持人に送付した場合、転換価額減額期間（以下に定義する。）において、上記(3)に従い当初転換価額が決定された時点（以下、かかる決定の時点を「転換価額等決定時」といい、かかる決定がなされる日を「転換価額等決定日」という。）における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日（以下に定義する。）時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出される転換価額に減額されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は転換価額等決定時において得られる直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とし、最高額は当初転換価額とする（減額後の転換価額の最低額及び最高額は、上記(4)と同様の調整に服するものとする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長竹添昇が、当社の取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記 の場合は、転換価額減額開始日（当日を含む。）から当該組織再編の効力発生日の東京における 5 営業日前の日（当日を含む。）までの期間をいい、上記 の場合は、転換価額減額開始日（当日を含む。）から（ ）転換価額減額開始日から 30 日後の日、（ ）本新株予約権の行使期間の満了日又は（ ）当社普通株式の関連取引所における上場が廃止される日の東京における 5 営業日前の日のいずれか早い日（当日を含む。）までの期間をいい、上記 の場合は、転換価額減額開始日（当日を含む。）から

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

( ) 転換価額減額開始日から 30 日後の日、( ) 本新株予約権の行使期間の満了日又は( ) スクイズアウト事由による当社普通株式の取得日の東京における 5 営業日前の日のいずれか早い日(当日を含む。)までの期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記、及びにおいてそれぞれ上記の通知の日から東京における 10 営業日(但し、当社が上記 6(2)(ハ)但書記載の繰上償還を行う義務を負う場合は上記通知の日から東京における 2 営業日)以内の日で当社が実務上可能な限り速やかに指定する日をいう。

### 13. 本新株予約権の数

#### (1) 発行する本新株予約権の総数

1,500 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 20,000,000 円で除した個数の合計数とする。

#### (2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 20,000,000 円につき 1 個とする。

### 14. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### 15. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

(2) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

### 16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記 12(3)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

### 17. 本新株予約権を行使することができる期間

2014 年 4 月 9 日から 2018 年 9 月 12 日の営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、(A) 上記 6(2)(イ)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、上記 6(2)(イ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)(B) 上記 6(2)(ロ)乃至(ニ)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで、(C) 下記 19 記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は上記 6(3)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時まで、また、(D) 上記 6(4)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

上記いずれの場合も、2018年9月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、

( ) 当社の組織再編を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日間を超えない当社が指定する期間(但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。)中、本新株予約権を行使することはできず(この場合、当社は当該期間開始の30日以上前に、本新株予約権付社債所持人に対し、かかる行使停止の決定及びその期間を通知するものとする。)( ) 当社が下記19.記載の取得通知を行った場合は、下記19.記載の取得通知日の翌日から下記19.記載の取得日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできず、( ) 本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

#### 18. 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権付社債所持人は、2018年6月25日までは、本新株予約権付社債の要項に従い、ある四半期の初日から最終日の期間において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該直前の四半期の最後の取引日において適用のある転換価額(小数点以下を切り捨てるものとする。)の120%を超える場合に限り、翌四半期の初日から最終日(但し、2018年4月1日に開始する期間に関しては、2018年6月25日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間中は適用されない。なお、「取引日」とは、関連取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

(イ)(A) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期発行体格付がBBB(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBBと同等の格付)以下である期間、(B) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB+(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB+と同等の格付)以下である期間、(C) 当社の長期発行体格付に関しR&I及び/若しくはJCRによる格付がなされなくなった期間、又は(D) R&I及び/若しくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

(ロ) 当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、上記6(2)(イ)乃至(ニ)記載の本社債の繰上償還に係る通知(組織再編事由が生じた場合であってかつ上記6(2)(ロ)(A)乃至(D)の

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

いずれかの条件を満たす旨の通知、上記 6(2)(ハ)に基づく上場廃止事由が生じた旨の通知及び上記 6(2)(ハ)但書に基づく組織再編事由又はスクイズアウト事由が生じなかった旨の通知並びに上記 6(2)(ニ)に基づくスクイズアウト事由が生じた旨の通知のうち、当社が繰上償還する義務を生じさせるものを含む。)を行った後の期間(但し、上記 6(2)(イ)により本新株予約権付社債所持人の選択により償還されないものについては除く。)

(ハ)当社が組織再編を行う場合における、本新株予約権付社債の要項に従い、本新株予約権付社債所持人に対して当該組織再編に関する通知をする義務が発生した日以降、当該組織再編の効力発生日までの期間

#### 19. 本新株予約権付社債の取得条項

2018年6月25日以降、当社普通株式が関連取引所に上場されていることを条件として、当社は本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を取得日の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)(以下「取得通知」という。)を行うことにより、当該残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」という。)。本項において、「取得日」とは、取得通知に定められた取得する日をいい、取得通知日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該残存する本新株予約権付社債の全部を取得日において取得し、これと引き換えに、本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権付社債の対価として、(i)本社債の額面金額の100%に相当する金銭及び( )取得株式(以下に定義する。)(もしあれば)を取得日において支払い又は交付するものとする。なお、取得日において当社普通株式がいずれの関連取引所においても上場されていない場合には、取得通知は自動的に無効となり、上記 6.(2)(ハ)を適用する。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとする。

「1株当りの平均 VWAP」とは、取得通知日(当日を含まない。)から5取引日目の日から始まる20連続取引日(以下「株価算定期間」という。)に含まれる各取引日において関連取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいう。株価算定期間中に上記 12(4)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当りの平均 VWAP も適宜調整される。

「取得株式」とは、原則として、各本新株予約権付社債に関して、本新株予約権付社債の取得株式価値(以下に定義する。)から各本新株予約権付社債の額面金額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を、1株当りの平均 VWAP で除して算出される数の当社普通株式(もしあれば)をいう。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株価算定期間後取得日の前日までに上記 12.(4)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、取得株式の数も適宜調整される。

「取得株式価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{本新株予約権付社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当りの平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、株価算定期間最終日の転換価額をいう。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

20. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

21. 本新株予約権の行使の効力

下記28(1)記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後11時59分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。

22. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本の行政区の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加支払額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債の保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要な子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。)の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x)当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務に係る上記担保と同様の担保を本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認される形で本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は(y)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、ボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券(満期が1年を超えるものに限る。)によって表章され若しくは証される現在又は将来の債務のうち、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てその元本総額の50%超が当社により又は当社若しくは当社の主要な子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B)日本国外の金融商品取引所、店頭市場又はその他の類似の金融商品取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

(3) 当社が組織再編を行う場合の特約

組織再編事由が生じた場合、( )その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用につ

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

いて考慮した結果)法律上実行可能であり、( )その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ( )その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に負担させることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させ、かつ、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び財務代理契約上の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

(4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項(但し、転換価額減額期間中の調整を除く。)を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記12(4)及び(5)と同様な調整に服する。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める(但し、上記12(5)に基づき行われる減額調整を除く。)。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(ハ)において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

( ) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。



使した場合に本新株予約権付社債所持人が、その保有する新株予約権付社債の数に応じて得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める（但し、上記 12（5）に基づき行われる減額調整を除く。）。

(二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編の効力発生日又は上記（3）に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記 17 に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記 18 に定めるのと実質的に同様の新株予約権の行使の条件を定めるものとする。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

新株予約権及び社債は、実質的に上記 19 に定めるのと同様の方法により、承継会社等が取得することができる。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 ( ) 記載の資本金等増加限度額から上記 ( ) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編事由が生じた場合

承継会社等について組織再編事由が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

23. 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記 12 (2) 記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

24. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

25. 準拠法

英国法

26. 割当方法

買取契約に基づき、発行する本新株予約権付社債の全額を SMBC Nikko Capital Markets Limited に割り当てる。

27. 上場

該当なし

28. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラー

(1) 新株予約権行使受付代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(2) カストディアン

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited

(3) レジストラー

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

29. 発行可能株式総数の留保

当社は未行使の本新株予約権（行使可能なものに限る。）の全部が行使された場合に発行される可能性のある当社普通株式の数を、本新株予約権の権利行使が可能な期間中いかなる時においても、当社の発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数の中に留保する。

30. 資金使途

本新株予約権付社債の発行の払込金額 30,150,000,000 円から発行諸費用の概算額 30,000,000 円を控除した差引手取概算額 30,120,000,000 円の内、平成 26 年 4 月末までに 30,000,000,000 円を上限として自己株式取得資金として調達するつなぎ融資の返済及び自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当し、その残額は平成 26 年 4 月末までに運転資金に充当する予定である。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

### 31. ロックアップ

当社は、割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中は、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び交付、株式分割に関わる発行及び交付、ストック・オプションの付与及びその行使等を除く。）を行わない。

### 32. 券面への署名

当社の代表取締役社長が所定の様式による包括新株予約権付社債券及び本新株予約権付社債券に署名又は複写式署名を付し、これらを交付するものとする。かかる複写式署名は、当社の代表取締役社長の署名として有効なものとし、これらの書面が交付されたときに当該署名者が当社の代表取締役社長の職にない場合でも、かかる署名は当社の代表取締役社長の署名として有効なものとする。

### 33. 本新株予約権付社債の発行は、当社の代表取締役社長竹添昇による未決定事項の決定並びに日本及びその他の関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。